

# 山梨県公報

号外第二十七号

平成二十一年

三月三十一日

火 曜 日

## 目 次

### 企 業 局

- 山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………一
- 山梨県企業局例規集取扱規程の一部を改正する規程……………一
- 山梨県企業局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程……………一
- 山梨県管営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………二
- その他……………九
- 山梨県議会議事事務局規程の一部を改正する訓令……………九
- 専決処分事項を指定する件中改正の件……………九

## 企 業 局

### 山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 今 村 修

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務決裁規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第三第七号中「別表第三の三」を「別表第三の三第一号」に改める。

別表第三の三を次のように改める。

別表第三の三(第五条の三関係)

所長の共通の専決事項

- 一 行政財産の継続使用許可及び財産の継続借受け(事業所における条件変更を伴わない使用許可及び借受けに限る。)に関する事。
- 二 改修工事に伴う許可申請(占用許可申請については、一時的な占用に限る。)、届出及び協議に関する事。

### 附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局例規集取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 今 村 修

山梨県企業局例規集取扱規程の一部を改正する規程

山梨県企業局例規集取扱規程(昭和五十三年山梨県企業局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

- 2 例規集は、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した電子例規データとし、庁内ネットワーク電子計算機組織により職員に公開することによってその活用を図るものとする。

第三条中「印刷発行」を「編集・作成」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 今 村 修

山梨県企業局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業局職員の給与の特例に関する規程(平成十七年山梨県企業局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「(平成十七年山梨県条例第百五号)の下に」と、「(昭和三十六年山梨県条例第七号)とあるのは、(昭和三十六年山梨県条例第七号)」、技能労務職員の給与の特例に関する規則(平成二十年山梨県規則第五十号)「」を加える。

### 附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十一年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 今 村 修  
山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

山梨県企業局被服貸与規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一 1 中女子職員の項を削る。

**附則**

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

**山梨県企業局管理規程第五号**

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 今 村 修

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項中

発電総合制御所所管電気工作物	発電総合制御所所管電気工作物
早川水系発電管理事務所所管電気工作物	早川水系発電管理事務所所管電気工作物
笛吹川水系発電管理事務所所管電気工作物	笛吹川水系発電管理事務所所管電気工作物
塩川発電所電気工作物	塩川発電所電気工作物
丘の公園太陽電池発電所電気工作物	丘の公園太陽電池発電所電気工作物
	電気課長

を

発電総合制御所所管電気工作物	発電総合制御所所管電気工作物
早川水系発電管理事務所所管電気工作物	早川水系発電管理事務所所管電気工作物
笛吹川水系発電管理事務所	笛吹川水系発電管理事務所
	電気課長

に改め、同表

所管電気工作物  
塩川発電所電気工作物  
丘の公園太陽電池発電所電気工作物

若彦トンネル湧水発電所電気工作物  
電気課管理職員

ダム水路主任技術者の項中

塩川発電所ダム水路工作物	塩川発電所ダム水路工作物
	職員

に改める。

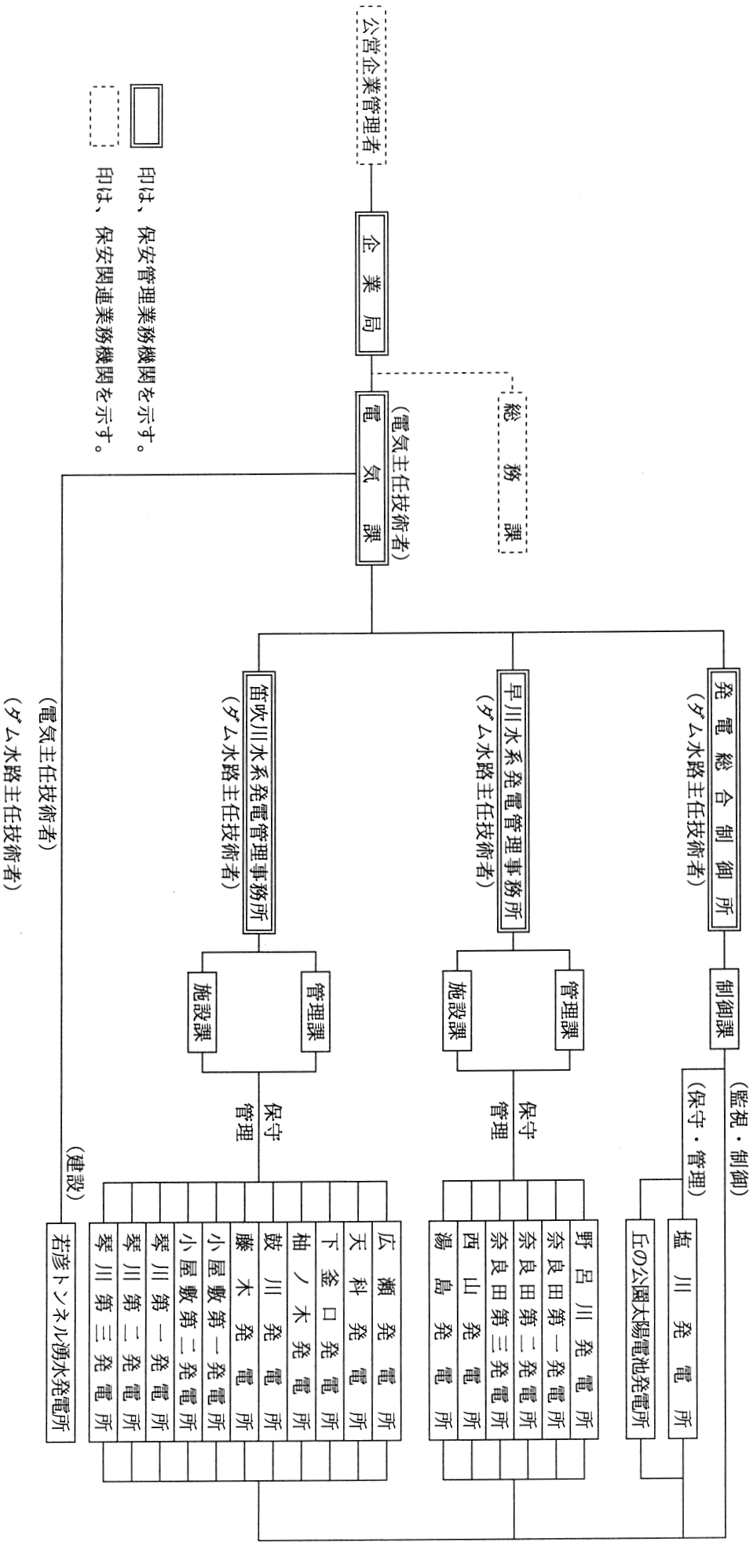
塩川発電所ダム水路工作物	発電総合制御所管理職員
若彦トンネル湧水発電所ダム水路工作物	電気課管理職員

第十六条中「広瀬ダム操作規則」の下に「、琴川ダム操作規則」を加える。  
別表第一を次のように改める。

を

別表第一（第四条関係）

保 安 に 関 す る 組 織 機 構



印は、保安管理業務機関を示す。  
印は、保安関連業務機関を示す。

別表第二分掌業務の欄中「7 保安教育に関すること。」や「7 保安教育に関すること。」や「8 若彦トンネル湧水発電所の建設に関すること。」に改める。  
別表第四を次のように改める。

別表第四（第十三条関係）

巡視、点検及び検査に関する基準

設備別	巡視		点検（検査を含む）		頻度	備考
	機器設備	頻度	項目	日		
水路工作物	※1 1回/1月	ダム	外観点検		※2 1回/1年	
電力			揚圧力測定			備考欄別表による
設備						

期別	計測項目		漏水量	突形	揚圧力	備考
	型式及び高さ	計測回数				
第一期	重中力空及び重び力	50m未満 50m以上100m未満	毎日 毎日	週1回 週1回	週1回 週1回	◎特に高いダムまたは、特殊な設計のものについてはひずみまたは応力、内部温度、継目の開き、基礎岩盤の変形について必要に応じて追加し、適当な期間計測する。
	ア	100m以上	毎日	毎日	週1回	
	子	30m未満 30m以上	毎日	毎日	週1回	
第二期	重中力空及び重び力	50m未満 50m以上100m未満	週1回 週1回	月1回 月1回	月1回 月1回	◎第三期で（ ）を付したものは状況により省略できるものである。 突形：ほとんど変化が認められないもの。 揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいもの。
	ア	100m以上	週1回	月1回	月1回	
	子	30m未満 30m以上	週1回	週1回	月1回	
第三期	重中力空及び重び力	50m未満 50m以上100m未満	月2回 月2回	(3月1回) (3月1回)	(3月1回) (3月1回)	
	ア	100m以上	月2回	月1回	月1回	
	子	30m未満 30m以上	月2回	月1回	月1回	

(1) コンクリートダム  
計測項目と計測回数  
の標準

ダムの各計測周期については、「ダム構造物管理基準」に準じ次表による。

※1 冬期間において、積雪等により巡視困難な場合（通行止め、雪崩の危険性）は、地質、地形、巡視及び点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、巡視を延期させることができる。

※2 地質、地形、点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。

設備別	巡 視		機器設備	点 検 (検査を含む)		頻 度
	機器設備	頻 度		項 目	頻 度	
水						1回/1月
力						
発						
電						
設						
備						

期 別	(2) ノイアルダム 計測項目		漏水量	変 形	浸 潤 線	備 考
	型式及び高さ	面水型				
第 一 期	均一型	——	毎日	週1回	週1回	◎ゾーン型ノイアルダムの下流側ゾーンで排水機能が低いおそれのあるものについては均一型に準じ浸潤線を追加する。
	ガ-ソ型	——	毎日	週1回	週1回	
	表しや壁面水型	——	毎日	週1回	週1回	
第 二 期	均一型	——	毎日	週1回	週1回	◎ゾーン型及び均一型ノイアルダムで貯水位の変動が大幅かつ急激であり、残留間引き圧の影響を調査する必要があるもの、施工中の過剰間引き圧が残留するおそれのあるものは、適当な期間間引き圧の測定を行う。
	ガ-ソ型	——	週1回	月1回	月1回	
	表しや壁面水型	70m未満 70m以上	月2回 月2回	(3月1回) 3月1回	3月1回 3月1回	
第 三 期	均一型	——	毎日	週1回	週1回	◎第三期で( )を付したものは半年毎に1回としてよい。
	ガ-ソ型	70m未満 70m以上	月2回 月2回	(3月1回) 3月1回	3月1回 3月1回	
	表しや壁面水型	70m未満 70m以上	月2回 月2回	(3月1回) 3月1回	3月1回 3月1回	

(注) 第一期：灌水開始から灌水後所要期間を経過するまで(灌水後の所要期間は2ヶ月以上)  
 第二期：第一期経過後ダムの挙動が定常状態に達するまで(高いダム等は3年以上)  
 第三期：第二期経過後以降

設備別	巡視		点検 (検査を含む)		備考
	機器設備	頻度	項目	頻度	
水力発電	貯水池・調整池	外部点検 堆砂状況	総容量100万m <sup>3</sup> 以上で高さ15m以上のダムを有するもの 上記以外でも設備保安上必要なもの 露出管で20年以上経過したもの	※2 1回/1年 ※2 1回/1年 必要の都度 ※2 1回/1年 ※2 1回/3年	地質、地形、点検実績等により、設備保安上問題があると判断されるものについては、点検頻度を1回/1年とする。 測定結果等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して測定頻度を減少させることができる。
				水路	
電力	電気工作物 (水路工作物を除く)	外部点検 測定試験 内部点検 主要変圧器 外部点検 外部点検 測定試験 内部点検	外部点検 測定試験 内部点検 外部点検 外部点検 測定試験 内部点検	※2 1回/3年 ※2 1回/3年 ※2 1回/3年 ※2 1回/3年 ※2 1回/3年 ※2 1回/3年 ※2 1回/6年	水車の外部点検とは抜水して行うことをいう。 (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については、別に定める。 ※1 巡視にかかわる監視装置が設置されている発電所、無保守を前提とした小水力発電所で万一電気工作物の損壊が発生しても第三者に影響を与えない恐れのない発電所等、特に指定する箇所については、別に定める。 ※2 設備の状況に応じて点検頻度を増加または減少させることができる。
				※1 2回/1月	



設備別	巡 視		点 検 (検査を含む)		備 考
	機器設備	頻 度	項 目	頻 度	
送電設備	電気工作物	1回/1年	支持物・電線	1回/6年	地中送電線路の巡視については、地上巡視とする。
			外観点検	1回/6年	
配電設備	電気工作物	1回/1年	不良けんすい碍子検出	1回/6年	地上からの巡視・点検のみでは確認できないアンホール・暗きよの内部で行う点検をい い、収容ケーブルの外観点検を含む。
			外観点検	1回/6年	
電力用保安通信設備	電気工作物	1回/1年	内部点検	1回/6年	B種接地抵抗
			内部点検	1回/6年	
需要設備	電気工作物	※ 1回/1年	測定試験	1回/3年	※ 電路、低圧機器については、1回/2年とする。
			外部点検 測定試験 測定試験	1回/6年 1回/6年 1回/6年	

(注) 1 本文第12条(2)項(臨時の巡視・点検及び検査)、第17条(事故及び異常時の措置)及び第18条(災害その他非常時の措置)に基づいて、上記の巡視・点検(検査を含む)の他に、必要の都度「臨時の巡視・点検及び検査」を行う。

2 積雪期または災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視の頻度を変えることができる。



附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

その他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会議務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県議会議長 森 屋 宏

山梨県議会議務局規程の一部を改正する訓令

山梨県議会議務局規程（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第三項中「総括課長補佐」の下に「、政務調査監」を加える。

第七条第一号二中「報酬」を「議員報酬」に改め、同号三中「議長会等」を削り、同号ル中「情報公開に関すること。」を「情報公開に関すること（総務課所管に限る。）。」に改め、ヲをワとし、ワをカとし、カをヨとし、ヨをタとし、タをレとし、レをソとし、ソをツとし、ツをネとし、ネをナとし、ナをラとし、ルの次に次のように加える。

「ヲ 政務調査費に関すること。」

第七条第二号口中「常任委員会」の下に「、議会議務委員会」を加え、同号八中「議会議務委員会、代表者会議及び全員協議会等」を「山梨県議会議規則（昭和三十一年山梨県議会規則第一号）百二十一条第一項に規定する協議等の場」に改め、同号力を削り、同号に次の二項を加える。

「カ 議長会等に関すること。」

「ヨ 情報公開に関すること（議事調査課所管に限る。）。」

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

専決処分事項を指定する件中改正の件

専決処分事項を指定する件（昭和四十四年二月定例会議決）の一部を次のとおり改正する。

本則中「法律上県の義務に属する損害賠償のうち一件の金額が五〇〇万円以下のものにかかわる損害賠償額を決定し、及びこれに伴う和解をすること。」を本則第一号として、本則に次の三号を加える。

二 法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理のみを

目的として条例を改正すること。  
三 県営住宅の家賃の滞納者に対し当該県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めた訴えを提起し、又は当該滞納者と和解をすること。  
四 一件の金額が六十万円以下の財産権上の請求（前号に係るものを除く。）に係る訴えを提起し、又は和解をすること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番